主文本件各控訴を棄却する。 当審の訴訟費用は全部被告人Aの負担とする。

被告人三名の弁護人星野民雄、小林直人、外山佳昌、検察官湯川和夫の陳述した 各控訴の趣意は記録編綴にかかる右三弁護人連名並びに検事醍醐政作成名義の各控 訴趣意書(弁護人の論旨第二点についての補充書を含む)記載のとおりであるから ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は左のとおりである。

弁護人等の論旨第一点(事実誤認の主張)について。

所論は詳細を極めるのであるが、要するに原判示各事実の総てを否定するものである。

そこで記録及び原審で取調べた各証拠並びに当審における証拠調の結果に基き、原判示の順序に従い各所論に検討を加えることとする。

次に所論は(2)、本件業務命令書は刑法第二五八条に言う公務所の用に供する 文書には該当しないと言い、その根拠として国鉄が公務所でないこと、本件業務命 令書が真実の業務命令書ではないことの二点を挙げるのである。

しかし前者について言えば、日本国有鉄道法(以下国鉄法と言う)第二条、第三四条一項によれば日本国有鉄道(以下国鉄と言う)は公法上の法人であつて、その役員及び職員は法令に依り公務に従事する職員とみなされるから、その職務を行うることは同法第七条によつて明かと言うべきであり(昭和二三年一〇月二八日表記、日本の法第一小法廷判決、最高裁判例集二巻一一号一、四一四頁、昭和三〇年一月二一日大阪高等裁判所第一刑事部判決、高裁判例集八巻一号七頁、各参照)、又刑法にいわゆる公務所の用に供する文書とは公務所の用に使用される文書と言う意味と解する文書とは公務所の用に適法に交付されるまでは広島客車区において保管すべきもので、名宛人に交付することによつてこれを使用するのと言い得るから、所論にかかわらず本件業務命令書は、公務所たる広島客車区の用に供する文書と解するを相当とするのである。

所論は又本件業務命令書は真実の業務命令書ではないと言うけれども、前頭各語拠によれば先ずこれが形式上広島客車区長名義を以て作成された業務命令書ではないと言うけれども、前頭各面とは明かであるところ、国鉄職員の毎日の具体的な業務のとおりであるところ、国鉄職員の毎日の具体的な業務の具体的な計画のとおりであるによって、本件業務命令書の記載は、名宛人の執るべき業務の具体的な詳細な内容にあれるではなく、各対象の職員の右作業がイヤによってあることはこれのの業務を確証指令したものに過ぎないものであることはこれの当日の業務を確証指令したものに過ぎないものされば、執務には、本件の明かに認められるような場合において務らしており決定済みの)に就くべきことの命令を発し得ることは証人B等の証さでもなく、事柄の性質上当然のことと言うべきである。

しかして右業務命令は、それが口頭であると文書であるとは問うところではない

が本件のそれは広島客車区長が前記の如き状況に鑑み職員の当日の業務を確保する日的を以て発した適法な文書こよる業務命令と言うことができるのである。

従つて国鉄当局がこの種業務命令書を用いた過去の実績が、いずれも国鉄労働組合員より組合連動の行われている時におけるものであり、組合員側の要求によりまた。 れを撤回したことも一再ならずあつたこと等より見て、国鉄側が右業務命令を発することは国鉄労働組合員の労働運動に対する対抗手段と見られる節があるとしても、このことにより直ちにこの業務命令書が単に当該職員に所定の業務に就くことを勧告するものに過ぎないのであつて業務命令としては真実に反する違法且つ無効のものであるとは到底認め難いのであり、又被告人Aが本件業務命令書を知情の上破棄したものであることは各般の証拠により十分認められるところである。

又所論は(3)、原判示のG区長より訓示を受けたものはF外一七名ではないと言うが、これまた原判決の掲げる各証拠によれば判示の如くであつたことが認められるのである。仮りに右の人数に多少の変動があつたとしても右B区長がF外一七名の職員に対し業務命令書を手交すべく、これをポケツトより取出したことは明かであるから、同人の訓示を受けた職員の人数の点についての些少の誤差は何等該業務命今書の効力に影響を及ぼすものではない。

更に論旨は(4)、被告人Aの行為は文書毀棄の要件を充足しないと言うけれども、右は前記認定事実に反し同被告人がB区長より右命令書を受取り各名宛の組合員に一応手渡し、又は見せたと言うことを前提とするものであつて、その不当であることはここに贅言を重ねるを要しないところである。

ることはここに贅言を重ねるを要しないところである。 第二、原判示第二の(一)の(イ)、(ロ)、及び(二)の被告人Kの暴力行為等処罰に関する法律違反、暴行、公務執行妨害、被告人Aの公務執行妨害の各事実(H駅における事件)について。

(一) 先ず所論は(1)、被告人Kの多数人との共同によるH駅長室における器物損壊の事実、並びに同駅長専務室における暴行の事実を否定するのであるが、原判決の挙示する各関係証拠殊に証人I、Jの各証言、現場写真並びに証拠物によれば、被告人Kが原判示日時場所において、判示の如き各経過を辿つた後、同年を上でを持ち上でであったアザリヤの植木鉢を同被告人の顔の高さまで持ち上げてこれを土間に投げ付けて破壊したこと、そしてすぐその場にいた同行の国鉄組合員約二〇名に対し「ビラを貼れ」等と指示し、これに応じて右組合員等は、かねて員約二〇名に対し「ビラを貼れ」等と指示し、これに応じて右組合員等は、窓硝子に同意のバケツに入れて持参した糊を駅長用事務机の上に流す等して右机、窓硝子等したりである。

弁護人は被告人Kは駅長室の机、腰掛、電話器、植木鉢等に糊のつくのを避けるよう組合員に指示したと言い、或は組合員の一人が誤つてアザリヤの植木鉢を落したのであると言い、更に同被告人が組合員にビラを貼れと指示し共同してビラを貼ったことはないと主張し、これらに副う供述を為した各証人の証言を引用するけれども、所論の右各証人の供述は前顕各証拠に対比し到底措信し難い。

、窓硝子又は什器にビラを貼る行為、オーバーを糊で汚損する 次に所論は(2) 行為は刑法に言う器物損壊には〈要旨〉当らないと言うのである。しかし前記各証拠 によるとそのビラ貼の状況たるや尋常一様のものではなく、被告</要旨>人K等は右 H駅長室内に所嫌わず実に数百枚のビラを貼りつけ、殊に窓硝子には余すところな く一杯に貼りつけたものであり、為めに同室特に窓硝子は美観を損なつたのはもとより、昼間であるのに拘らず採光することができず、電灯を点しなければ執務し得 ないと言う異常な暗さを招来し、又駅長事務机は約バケツ一杯の糊を流し、且つそ の上にビラを貼りつけたため、その儘では到底その上での執務は困難な状態とな 駅長の合オーバーはクリーニングしなければ絶対に使用に堪えない程度に汚損 したものであることがそれぞれ認め得られるのである。すなわち合オーバーは固よ り右窓硝子及び駅長用事務机も被告人ド等の右の如き所為により一時的ではあつて もその物の本来の効用を滅却されたものと言わざるを得ないのである。所論は右窓 硝子、駅長用事務机及び合オーバーはいずれも物理的破損を受けておらず水洗い等 による清掃或はクリーニングにより容易に原状に復元せしめ何等の不都合なくして 再び使用し得られるから損壊とはならないと言うものの如くであるが、刑法にいわ ゆる損壊とは物理的に物の一部又は全部を害し、又は物の本来の効用を失わしめる 行為を言うものであつて、その物を修復して再び使用することのできない程度に毀 損すると言うことは必ずしも損壊の要件てないことは、既に判例が盗難、火災予防 のため土中に埋設したドラム缶人ガソリン貯蔵所の土壌を発堀してこれを露出せし

めた行為、或は看板を取外して投げ棄てる行為(昭和二五年四月二一日及び同三二年四月四日各最高裁判例、同判例集四巻四号六五五頁、並びに同一一巻四号一、三二七頁各参照)など、復元の比較的容易な毀損行為について器物損壊罪の成立を認めたことに徴するも明かと言わねばならない。

以上を要するに合オーバーについて損壊罪の成立することは疑いの余地なく、又 駅長用事務机、窓硝子等に対するビラ貼り行為も、前段で説示したその方法、程度 及びそれによつて受けた影響等各般の状況を勘案すれば、少くとも本件の場合に関 する限り既に損壊の域に達しているものと言わなけれはならない。

(二)、 次に所論は(1)、被告人K、同Aにおいて広島駐在運輸長Lに対し、原判示第二の(二)の如き暴行を加えたことはないと言うのであるが、これまた原判決の挙示する各関係証拠殊に原審証人L、M、Nの各証言によれば該事実はこれを認めるに十分であつて、当審の検証の結果によるも右心証は動かし難いところである。右認定に反する所論引用の各証人の証言はいずれも右各証拠に対比し信用に価しない。

所論は又(2)、L駐在運輸長の職務は、運輸に関する現業の業務の指導について鉄道管理局長を補佐するにあるものであるから、右管理局長おいて通常、運輸長に対し、特定の駅構内の施設の管理権を与えることを特命するか如きことはあり得ないことであつて、従つて右上は、本件当日H駅構内にある広島車掌区乗務員詰所の施設管理権は有していなかつたものである。それ故同人が被告人K、同Aに対し右詰所より退去を求めたことは、正当なる職務行為ではなく越権行為であると言うのである。

しかし原判決の挙げる原審証人L、同Oの各証言によると、L運輸長の職務る話員を受けて運輸に関する現業のの指導を受けて運輸に関する現業のの指導を受けて運輸に関する現業のの指導を受けて運輸に関する現業のの指導をでは、H駅構内及びでは、H駅構内及びでは、H駅構内及び運動と、更適には一個では、H駅構内及が通過ででは、1000円間に、Hには、100円間には一個では、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間に、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には、100円間には

第三、 K被告人の原判示第三の公務執行妨害の事実について、 所論は先ず(1)、被告人Kは鉄道公安職員Pに対し判示の如き暴行を加えたことはないと言うのであるが、原判決の挙示する各関係証拠殊に原審証人Q、同Pの各証言、各写真及びハミリフイルムによると原判示事実は優にこれを認め得られるのである。所論はPの証言を信用し難いと言うが、それはその負傷の点についての供述を捉えて云々するのであつて、負傷については原判決もこれを認定しなかつたのであり、それあるがために同人のその他の証言部分も信用性かないとは他の関係証拠との対照上到底言えないのであり、右認定に反する所論引用の各証人の証言は前記各証拠と対比し容易こは信用し得られないところでめる。

次に所論は(2)、本件鉄道公安職員の各職務執行は刑法第九五条の要件たる 「正当な」職務権限の行使にあたらないと言うのである。

労働運動行為に介入したもののように見受けられるところがあつたとしても、右警備行為は国鉄の施設である広島鉄道管理局庁舎内に大挙して不法に侵入しようとする同組合員を阻止せんがためのものであること前記のとおりであるから右は鉄道公安職員として正当なる職務行為と言うべきである。

第四、 A、R両被告人の原判示第四の暴力行為等処罰に関する法律違反の事実について、

所論は先ず(1)、両被告人が原判示日時場所で判示のビラを貼つたことを否定するものであつて、本件のビラはその以前に既に貼つであつたものであると言うのである。

しかし原判決の挙示する各関係正拠を綜合すれば、原判示のごとく本件の前日たる昭和三三年五月九日までに国鉄組合員等によつて判示詰所に貼られていたビラを、国鉄側において本件の当日たる五月一〇日の午前中に広島客車区長Sの指揮により臨時に雇入れた人夫を用いてその外側のビラ全部を剥がし取り、ビラは一枚も残つていなかつたところ、被告人A、同Rの両名及び原審相被告人であつたT等か同日午後二時頃右詰所に赴き、共同して同詰所の北側の外板壁に原判示の五枚を含む多数のビラを貼り付けたことが明認されるのであつて、右認定に反する所論引用の各証人の証言或は被告人等の供述はいずれもたやすく措信し難いところなのである。

次に所論は(2)、広島高裁松江支部の判例を引用し、被告人等の貼付したと言う本件五枚のビラは、その言葉はとぎついが、そこに書かれた「地獄」その他の害悪は右判例に言う被告人又はその左右し得る他人を通じて可能ならしめる性格のものではないから罪とはならないものであると言うのである。

のではないから罪とはならないものであると言うのである。 被告人等を含む国鉄職員が原判示ビラに記載されていることをそのまま実現せしむべき音図のなかつたことは推測に難くないのであるが、しかしその書かれ九害悪の内容は結局広島客車区長Sの生命に危害を加えることを暗示した通告であつて、事柄の性質上決して被告人等自身或はその左右する他人を通じて可能ならしめる性格のものでないとは言い難いのであるから、被告人両名の右ビラ貼りの所為はその記載内容よりしてSに対する脅迫行為こあたると言わざるを行ないのである。所論引用の判決は本件に適切とは言えない。

以上これを要するに、原判示の各事実はその挙示の各関係証拠により十分これを 認め得るのであつて、原判決には所論の如き判決に影響を及ぼすべき事実の誤認は 存しないから論旨は結局総て理由がない。

弁護人の論旨第二点(法令の適用の誤りの主張)について

所論は先ず(一)、原判決が国鉄職員を以て刑法第七条の法令により公務に従事する職員と解し、その業務が同法第九五条第一項の公務員の職務の執行に該当すると解したことを以て法令の解釈適用の誤りを冒したものとするのであり、国鉄職員は公務員ではなく、その行う業務も私鉄業者の業務と何等撰ぶところがない。国鉄法第三四条の公務員とみなすとの規定は、国鉄の役職員は、その者が刑法その他の罰則の適用を受ける場合には法令により公務に従事する職員とのとみなすと規定し、同第二項に役員なび職員には国家公務員法は適用されないと規定しているところよりして、国鉄の職員が国家公務員でないことは明かであるけれども、既に最高裁の判例にも示され

ている如く国鉄は、従前純朴然た国家の行政機関によつて運営せられて来た鉄道その他の事業を経営し能率的な運営によりこれを発展せしめ、以て公共の福祉を増することを目的として(国鉄法第一条)設立せられた公法人(同第二条)その資家に大一般の行政機関とは異り国家に対し自主性を有するところもあるが、その資家に対してかなり広汎な統制権を保有しているのである(同法九条以下、二輸金として国家に対し特別権力関係に立つていた従来の地位をある程度脱却と対して知るに至った点かあるとは言え、なおその身分は一般の営利会ものと私、受して国家に対し特別権力関係に立つていた従来の地位をある程度脱却と利益と全く同様のものとなったのではなく、職員はいては誠実に法令、業国家公務員として開発の規定がおかれ、一定の事由があるときは、その意に反して降職、免けると同様の規定がおかれ、一定の事由があるときは、その意に反して降職、を受けるものとなる、第三〇条)、一定の事由があるときは懲戒処分を受けるした。のは、第三二条)等公務員的性格を保有し、国家公務員共済組合法、健康保険法報には、「同第三二条)等公務員的性格を保有し、国家公務員共済組合法、健康保険法報に関係によれば国鉄職員は一切の争議行為を禁止されているのである。

所論は国鉄の行う事業ないし業務は本質上公務に該当しないから、その事業ない し業務を現実に行う国鉄職員の業務は公務ではないと言うのである。

されば原審が国鉄職員を刑法上の公務員と解し、それに対する犯罪を以て公務員に対するもの(公務執行妨害罪)と断定したのは極めて相当であつて、原判決には所帯の如き違去はない。(なお被告人Aは当審における最終陳述において国鉄職員は公務員てはないことを具申し縷々その理由を述べるところがあるが、そのいずれ

も該らざることは前記説示により諒解すべきである。)

次に所論は(二)、仮りに然らずとするも国鉄職員の職務執行の保護は鉄道営業法第三八条で為されているものであるから、刑法第九五条第一項の保護法益中には国鉄職員の機務執行は含まれない。すなわち被告人等の原判示所為中公務執行妨害罪に問われているものは鉄道営業法第三八条を以て処断すべきものであると言うのである。

そこで刑事訴訟法第三九六条に則り本件各控訴を棄却し当審の訴訟費用は同法第 一八一条第一項本文により被告人Aをして全部負担せしむべきものとする。 よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 村木友市 判事 幸田輝治 判事 牛尾守三)